

福祉局会計年度任用職員（心理技術員（心身障害者福祉センター））募集要項

項 目	内 容
職名	心理技術員（心身障害者福祉センター）※多摩支所
任用根拠	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく会計年度任用職員
採用予定人数	1 人
任用期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4 回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、 <u>期間を定めた任用であり、令和 8 年 4 月 1 日以降の任用を保障するものではありません。</u>
勤務職場	福祉局心身障害者福祉センター多摩支所 （国立市富士見台 2－1－1）
職務内容	知的障害者の愛の手帳に関する心理判定等業務
応募資格・求められる能力	・学校教育法に定める大学、または大学院で心理学を専攻（心理学に関する講義の履修のみは不可。）し卒業または修了した方でビネー式知能検査の臨床経験が豊富にある。（必須） ・障害者福祉への理解があり、多様な相談者への対応が可能な方で、特に知的障害及び発達障害に理解及び経験がある。 ・関係法令を理解するとともに、個人情報の取扱いが正しくできること。 ・パソコン（Excel、Word、PowerPoint 等）の基本的操作の能力を有し、迅速に業務遂行が図れることができる。 ・災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できること
勤務日数	月 1 6 日
勤務時間	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで（原則 7 時間 4 5 分） 所定勤務時間を超える勤務の有無：無
休憩時間	1 2 時 0 0 分から 1 3 時 0 0 分まで
休暇等	（有給） 年次有給休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇 （無給） 妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与
報酬額	月額 2 3 2, 6 0 0 円 通勤手当相当額を別途支給（上限 55, 000 円/月） ※ 原則として毎月 1 5 日支給 ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給 ※ 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり

社会保険	共済組合、厚生年金保険、雇用保険等加入の有無：有
応募方法等	(1) から (2) までの書類等を応募期限までに下記申込先に郵送またはメールで送付してください。【必着】 (1) 会計年度任用職員申込書 ・ 3 か月以内に撮影した顔写真（カラー）を貼付してください。 ・ 電話番号は、日中連絡できる連絡先を記入してください。 ・ 各項目について、欄内に書ききれない場合は、別紙（任意様式）を添付してください。 (2) 作文 ・ 課題「愛の手帳及び療育手帳制度のありかたについて」 ・ 字数 800 字程度 ・ 氏名を明記してください。 【注意】 ○郵送応募の場合 ・ 応募書類を封入した封筒の表に、「心理技術員（多摩支所）」と赤字で明記してください。 ・ 到達確認のお問合せには対応できません。書類等追跡サービスを御利用ください。 ○メール応募の場合 ・ メール件名に「会計年度任用職員採用選考応募（心理技術員（多摩支所）」と明記してください。 ※ 電子メールでの申込みを確認しましたら、返信メールをお送りします。数日お待ちいただいても返信メールが届かない場合は、下記問合せ先までご連絡ください。 ○応募書類は、本選考及び合否の連絡等、採用に関連する業務のみに使用し、他の目的には使用しません。 ○応募書類は返却しませんので、あらかじめ御了承ください。
応募期限	令和 7 年 1 月 31 日（金曜日） 17 時 00 分
選考方法	(1) 第一次選考 書類選考 (2) 第二次選考 面接 ※ 各選考結果は、郵送又はメールで通知します。 ※ 一次選考合格者には、別途、第二次選考（2 月 14 日（金）午前予定）の日程調整のため、電話連絡をさせていただきます。 ※ 選考経過及び結果に関するお問合せには一切応じられません。
申込書類送付先	（郵送応募の場合） 〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ 15 階 東京都心身障害者福祉センター調整課庶務担当 （メール応募の場合） S1143801@section.metro.tokyo.jp
問合せ先	東京都心身障害者福祉センター調整課庶務担当 電話：03-3235-2946 ※ 業務内容については、多摩支所へお問い合わせください。

	電話 0 4 2 - 5 7 3 - 3 3 1 1 問合せ時間：平日の午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時まで
--	--